

令和4年3月17日（木）
教育委員会学校人事課
義務教育人事係
内線：4593

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する 規則の一部を改正する規則の概要

学校人事課

1. 改正内容

群馬県公立学校等会計年度任用職員について、有給休暇、無給休暇に係る規則を一部改正する。

○改正の要点

- (1) 結婚休暇について、取得対象を拡大する。
- (2) 不妊治療に係る休暇を有給休暇として付与する。
- (3) 産前休暇及び産後休暇について、無給休暇から有給休暇とする。
- (4) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を有給休暇として付与する。
- (5) 子の看護休暇及び短期介護休暇について、取得対象を拡大する。
- (6) 介護休暇及び介護時間について、取得対象を拡大する。

2. 施行期日

○令和4年4月1日